

平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 齋田友雄外19名

被告 群馬県知事外1名

原告準備書面(5)

2006(平成18)年5月12日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 野 上 恭 道

ほか39名



目 次

	ページ
はじめに——本準備書面の主題	4
第1章 政策目標を十分に達成している水供給施設	5
第1 近年の全国水需給状況の概況	5
1 用語の確認	5
2 ウォータープラン21の整備目標についての考え方	6
3 近年の都市用水の需給概況	7
第2 考えがたい将来の水需要増加	11
1 今後需要は伸びない	11
2 関東一円でも水需給は同様な傾向を示している	12
3 地下水と農業用水転用水利権でさらに余裕が	15
第2章 過大な水需要予測を重ねてきた国の長期計画	16
第1 長期水需給計画における予測の過大性	17
1 高度成長期の伸びをそのまま計画に	17
2 都市用水の予測は実績の7割オーバー	18
第2 ウォータープラン2000	19
1 工業用水の需要予測は7割オーバー	19
2 縮小しても都市用水は4割オーバー	20
第3 ウォータープラン21	20
1 状況の変化への認識を示す	20
2 計画は微増となったが既に実績は減少	21
3 なお大きな乖離は続く	21
第3章 行政施策上の根拠を失った八ツ場ダム利水計画—第IV次フルプランの消失	22
第1 利根川・荒川水系の水資源開発基本計画の推移	22
1 フルプランの性格と推移	23
2 第IV次フルプランは八ツ場ダムの行政施策上の根拠	23

3	第IV次フルプランの消失	2 4
第2	第IV次フルプランの概要と水需要の過大性	2 5
1	第IV次フルプランの概要	2 5
2	第IV次フルプランの過大性とその理由	2 6
3	破綻している水資源開発基本計画	2 9
第4章	群馬県の水事情	3 1
第1	被告の主張要旨とこれへの概括的な反論	3 1
1	被告の主張要旨	3 1
2	被告の主張への概括的な反論	3 2
第2	群馬県の水需要の現状	3 2
1	概 況	3 2
2	人口増加を上回る一人あたり給水量の低下	3 6
第3	群馬県の十分な保有水源	3 7
1	群馬県の保有水源	3 7
2	地下水の利用	3 8
第4	渇水の誇大宣伝と被害の歪曲	4 1
1	取水制限、給水制限とその影響	4 2
2	群馬県の渇水時の状況	4 2
第6	群馬県の保有水源と一日最大給水量との比較－水余り	4 6
1	まとめ	4 6
2	被告の主張の骨子に対する反論	4 8

はじめに一本準備書面の主題

- 1 本準備書面のテーマは「利水面から見て、八ツ場ダムは要らない」ということである。

全国の水事情を俯瞰すれば、ほとんどの地域で水余りが起きている。全国に2000以上のダムを造ってきたこともあって、いろいろな地域で、ダムを造っても、もう水を引き取る自治体がいなくなっている。そして、ダム計画はいくつも中止になっている。近年、全国で水需要ははっきり減少しているし、そうした現在の水需要を前提にすれば数年に1度くるとされる水不足の年はもとより、20年に2番目の少雨のときでも、現在の水源開発施設で安定的な水の供給が可能になっている。こうした事実は、国土交通省の資料から明らかである。

- 2 本準備書面においては、まず、全国の水需給関係を概観し（第1章）、上記の事実を確認した上、これまでの国レベルの長期計画である「長期水需給計画」、「ウォータープラン2000」（「全国総合水資源計画」国土庁1987年）と「ウォータープラン21」（「新しい全国総合水資源計画」国土庁1999年）を点検する（第2章）。そして、八ツ場ダム建設計画の基本計画となっている「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」（国土庁1988年。通称「第IV次フルプラン」）を点検する（第3章）。
- 3 「第IV次フルプラン」は2000（平成12）年が目標達成年次であって、その役割は終わっているのだが、「第V次フルプラン」は未だに姿を見せない。現在既に水が余っている上に、近年、水需要が減る傾向がはっきりしてきているから、需要増加を前提にした長期計画をつくる意味がなくなってしまったのである。この事情を最も良く知っているのは国土交通省である。だから、「第V次フルプラン」ができないのである。しかし、役割は終わって

いるはずなのだが、八ツ場ダム計画は、この「第IV次フルプラン」に基づいてつくられているから、亡霊のように姿を遺しているのである。この第IV次フルプランは、一人あたりの水使用量が伸びる、域内の工業生産は倍増する、事業所はじゃぶじゃぶ水を使うという想定で、現実とは大きく違う計画を立て、水が足りなくなるからといって、ダム建設の正当性を叫び上げたのである。この不当性を明らかにする。

- 4 そして、最後に、原告らの居住地、群馬県の水事情である（第4章以下）。群馬県も基本的には全国の水事情と大きく変わることはない。水が余っているのである。
- 5 原告らの主張は、現在、全国ばかりでなく、利根川の流域でも水あまりの状態となっており、既に人口の減少が足音高くやって来ているのであるから、将来も需要の増加はない。だから、新規の水源開発施設を造る必要はない、というものである。

第1章 政策目標を十分に達成している水供給施設

第1 近年の全国水需給状況の概要

近年の水需給状況を点検するのであるが、この作業を行う上での最小限の用語の確認をした上、今日の都市用水の需給関係を概観する。結論は、現在の既設の水源開発施設等で10年に1回程度の渇水には対応できる状況となっていることが確認できるはずである。

1 用語の確認

以下に、水需給関係を論議するのであるが、その前に用語の定義を確認しておきたい。用語の定義は、「ウォータープラン21」（甲C1。以下「W21」

と記すこともある。)による(44頁)。

国土交通省は、水需給の長期計画策定を検討するにおいて、降雨の大小を3段階に区分しているが、設定されている3段階とは次のようなものである。

- ①「通常の年」とは、「1976年から1995年までの20年間で5番目の少雨に相当」する降雨がある年としている。数年に1回程度の渇水年を意味する。
- ②「水不足の年」とは、「1976年から1995年までの20年間で2番目の少雨の年を想定」としている。10年に1回程度の渇水年を意味する。
- ③「戦後最大級渇水の年」とは、「概ね戦後最大級の渇水に相当する年を想定」としている。
- ④「安定供給量」とは、「先行開発水量」を供給量に含まない。「安定的な供給可能量」は先行開発水量を含む。
- ⑤「先行開発水量」とは、「利水者が自ら将来需要増に備え、その負担において、先行的に確保した水資源開発水量」をいう。

2 ウォータープラン21の整備目標についての考え方

(1) この項では、近年(2002〔平成14〕年)の水需要と供給の関係、そしてその安定性を概観するものであるが、まず、水需給に関して行政が設定している整備目標と近年の整備状況について、ウォータープラン21の記述をみることとする。

(2) ウォータープラン21の整備目標であるが、同プランは、「水利用の安全性の確保の目標として100%を求めるのは不合理であり、ウォータープラン21では少なくともおおむね10年に1度発生する少雨の年でも安定的に利用できることを基本としている」(国土庁水資源部長の前書き)としている。

(3) そして、ウォータープラン21は、1995(平成7)年当時の水需給

関係を念頭において、「『通常の年』であれば、全国計では、生活用水も工業用水も、ほぼ安定的な供給可能量が需要量を上回っている」としている（同44頁）。このことは、全国的な需給関係では、数年に1度くらいの少雨であれば、都市用水は安定的に供給する態勢が整備されるに至っており、渇水状態にはならないということを宣言しているのである。

このウォータープラン21が目指す整備目標は、「10年に1度発生する少雨の年でも安定的に利用できることを基本」とするのであるから、前掲の「水不足の年」の安全性が確保できるならば、政策目標は達成されたというべきなのであろう。

(4) 以下には、ウォータープラン21に示されている整備状況や、水資源白書ともいべき国土交通省の「日本の水資源」で得られるデータに基づいて、現今の水需給の状況を点検することとする。これにより、今日のわが国の水余りの状況が映し出されるはずである。

3 近年の都市用水の需給概況—20年間で2番目の少雨は十分に対応可能

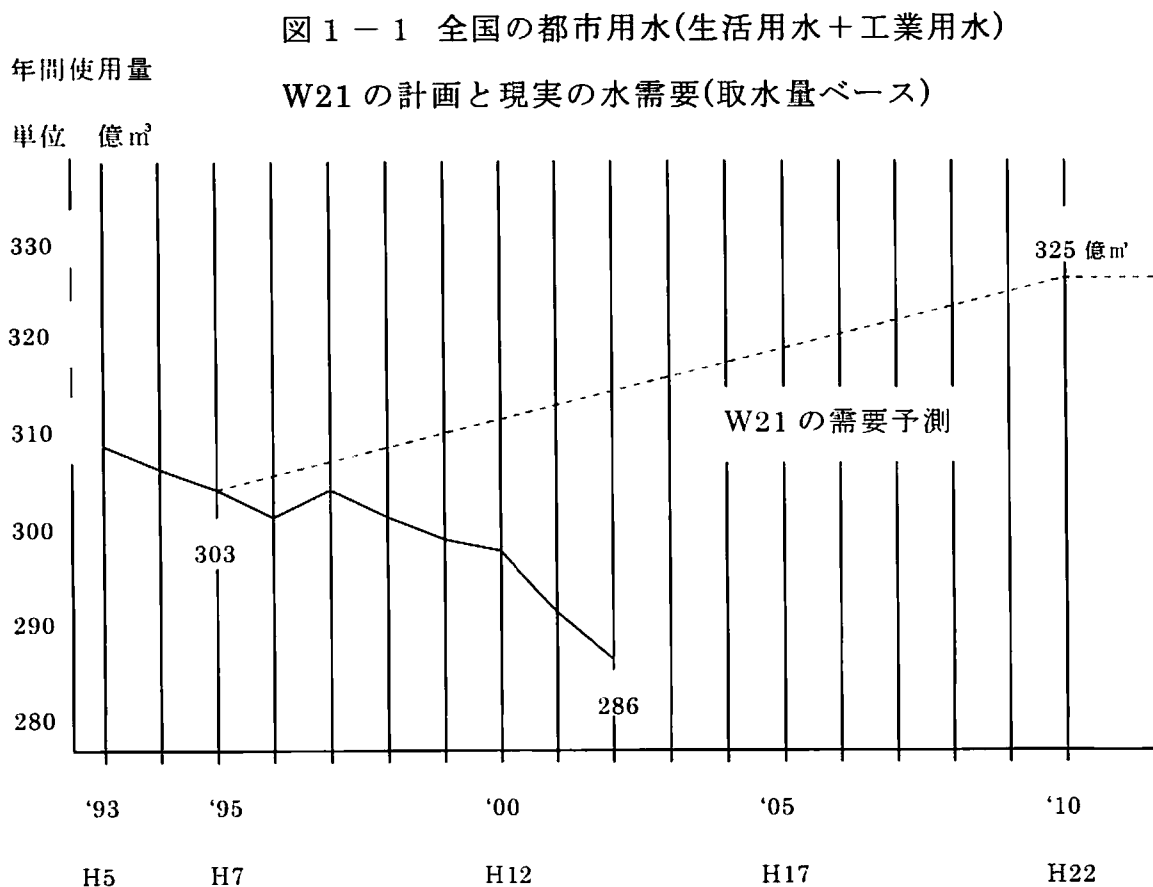
(1) 近年の都市用水は需要が減退している

2002（平成14）年の都市用水（生活用水＋工業用水）の需給関係を概観してみよう。

「平成17年版日本の水資源」（甲C2）によれば、2002（平成14）年の都市用水の使用量（取水量ベース）は286億 m^3 であった（同書30頁）。都市用水の使用量は1995（平成7）年には303億 m^3 であった（前同）が、以後は、ほぼ毎年漸減して2002（平成14）年には6%弱減少して286億 m^3 にまで低下したのである。工業用水は、これまで国内総生産が倍増しても、また、工業出荷額が何割か増えようとも、産業界のコスト削減の努力によって新規補給水量は30年間以上、漸減または横ばいの傾向が続き、1992（平

成4)年以降はほぼ減少の一途を辿っている(前同)。生活用水については、使用量では1990年代に入って増加がストップし、最近は漸減の傾向になった(前同31頁)。一人あたり生活用水使用量の最近の傾向をみると、はっきり減少の傾向になっている。生活用水の増加ストップは、ウォータープラン21の策定作業中から見て取れた傾向であるが、その傾向はウォータープラン21の予測には反映されなかった。

ウォータープラン21策定後の都市用水(生活用水+工業用水)の需要量と、同プランの目標達成時点(2010〔平成22〕年以降)での水需要予測をグラフで示せば次のとおりである。



〔注〕水需要の実績は「平成17年版日本の水資源」による。

(2) これまでの施設整備で安全性は上昇している

一方、これに対する供給可能量であるが、ウォータープラン21によれば、1995（平成7）年段階で、「通常の年」（数年に1回程度の渇水年）における安定的な供給可能量（この「安定的な供給可能量」は「先行開発水量」を含む。）は322億 m^3 /年であるとされている（甲C1の35頁）。これは、現今の需要（286億 m^3 ）を大きく上回っている。そして、20年間で2番目の渇水年を示す「水不足の年」の安定的な供給可能量は285億 m^3 /年であった（同書35頁）。これは需要とほぼ対応する値であるから、20年間で2番目の渇水年でも、全国計では1995（平成7）年時点の施設でほぼ充足しているといえることができる。なお、「先行開発水量」は将来の水需要を想定して先行開発した水量のことであり、既設のダムなどで開発済みの水量であるから、これを含めて供給態勢を考えることには何らの問題もないところである。

(3) 2004（平成16）年以降では安全性は一層上昇

ア) これまでの記述は、1995（平成7）年時点での供給可能量で比較したが、今日では施設はさらに整備されている。「平成17年版日本の水資源」によれば、1996（平成8）年から2004（平成16）年までに「完成した水資源開発施設による都市用水の開発水量」は21億 m^3 /年とされている（甲C2の212頁の参考3-1-2の表）。この21億 m^3 は「通常の年」を前提とした値であると考えられるので、「水不足の年」に対応する値を求めると、約19億 m^3 である（次頁の「表1-1」の〔注〕参照）。そこで、これを加えれば、「水不足の年」の安定的な供給可能量は、285億 m^3 +19億 m^3 =304億 m^3 となる。このように、2004（平成16）年以後の都市用水については、「水不足の年」すなわち20年間で2番目の少雨に対しても、全国計では、供給の安定性が確保されるに至っている。

イ) ウォータープラン21の達成目標の枠外のことになるが、「戦後最大

級渇水の年」の備えはどうか問題となる。「戦後最大級渇水の年」を基準にとると、「先行開発水量」を含めても、まだ足りない。果たして、国土交通省が設定しているような「戦後最大級渇水の年」の水不足が到来するのについては重大な疑問があるが、これは、ウォータープラン21でも達成目標の枠外に置かれているから、ここでは取り上げないこととする。

以上のところを簡易な表とグラフに取りまとめると、次のようになる。

表 1 - 1 都市用水の現在の水需給（全国）

区 分	02年水需要量	95年安定的供給可能量+新規開発水量
通常年	286億m ³	322+21=343億m ³ (+20%)
水不足年	同上	285+19=304億m ³ (+ 6%)
戦後最大級渇水の年	同上	248+16=264億m ³ (- 8%)

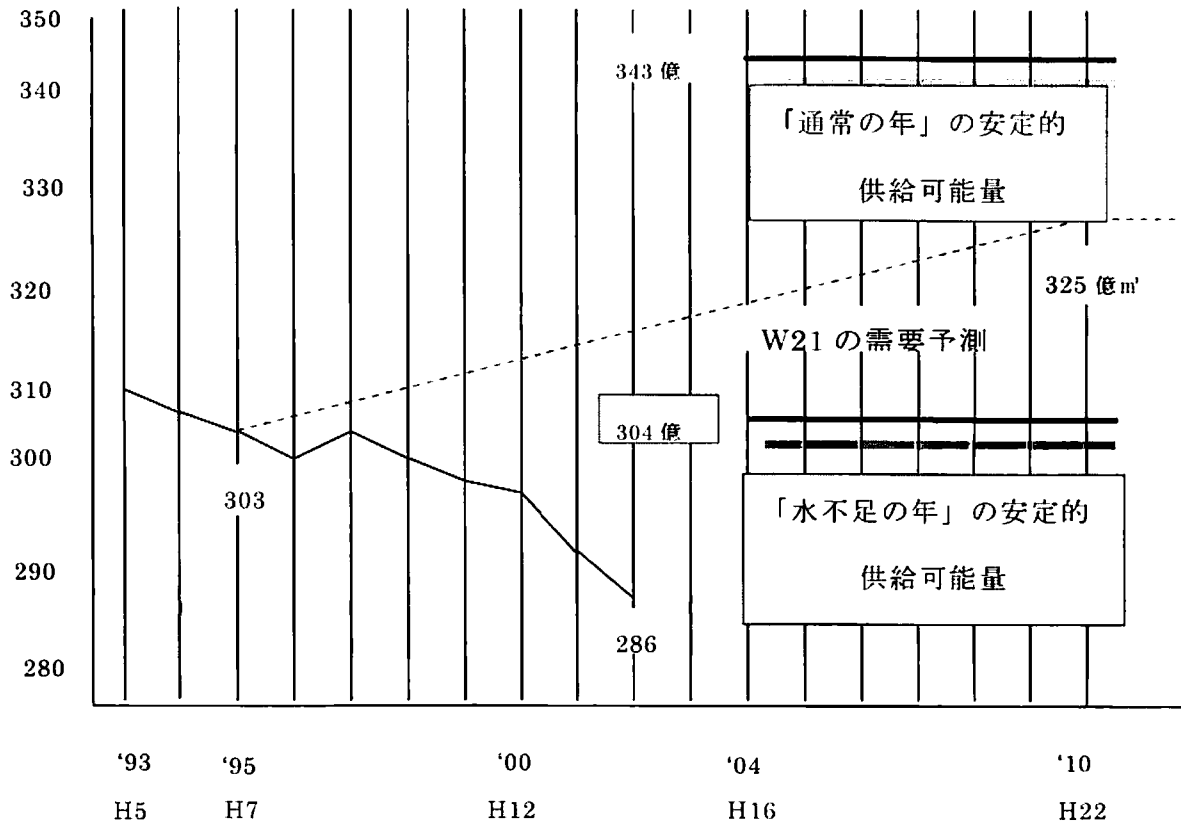
[注] 新規開発水量 21 億 m³ は「通常年」を前提とした値であると考えられるので、「水不足年」と「戦後最大級渇水の年」に対応するそれぞれの新規開発水量は、1995 年の安定的供給可能量の値に比例するものとして換算した値を用いた。

図 1 - 2 全国の都市用水(生活用水+工業用水)

年間使用量

— 現在の水需要と安定的供給可能量 —

単位:億 m³



このように、全国計では、すでに水需給関係は安定的であり、特別な地域を除けば、新規の水源地開発施設は不要だということになる。全国計では、既に政策目標は達成されているのである。これ以上の水源地開発施設をつくる必要性は存在しない。

第 2 考えがたい将来の水需要増加

1 今後需要は伸びない—早くも人口の減少が始まっている

(1) 都市用水については、現在(2002〔平成14〕年)の水需要であれば、先行開発水量を含めれば、「水不足の年」を基準にしてもなお十分に対応ができることは前述のとおりである。

(2) そして、今後の水需要が増加するかと言え、1997(平成9)年以降、はっきりした需要の減退が起こっている。水道普及率は96.8%に達してほぼ上限にある。生活用水については、一人一日平均使用量は1995(平成7)年当時は322ℓであったが、この間に漸減傾向が続いて、2002(平成14)年には316ℓに落ち込んでいる(「平成17年版日本の水資源」31頁)。

(3) その上、早くも2005(平成17)年から人口減少が始まっている。国立社会保障・人口問題研究所の予測では、「中位推計」によると、日本の人口は2025年で1億2100万人台まで、2050年には1億60万人にまで減るとしており、「低位推計」では9200万人にまで減少するとしている。ここまでの急激な減少はないとしても、人口や水需要が増える見通しはさらえない。

(4) 工業用水の新規補給量は過去から現在まで工業出荷額が増加しても減り続けている。今もなおそうである。水需要が増加する要因はどこにも見当たらない。

2 関東一円でも水需給は同様な傾向を示している

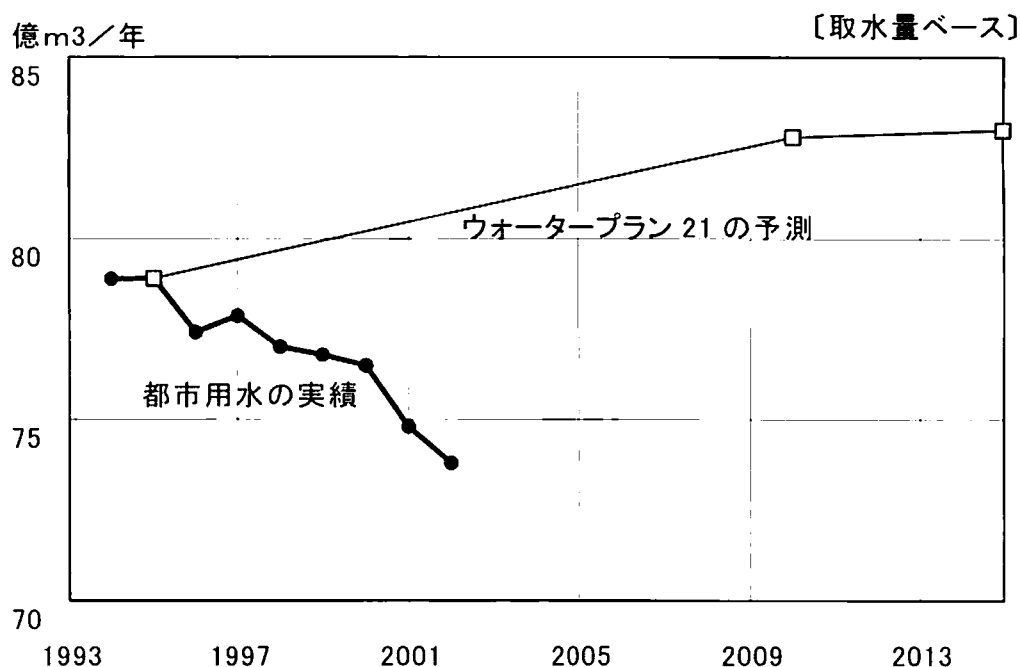
(1) これまでは、水需給の実情を全国規模で点検してきたが、これらの数値は各地の需給関係を合計したものであるから、各ブロック(全国を14ブロックに区分)でも、ほぼ同様の傾向を示している。

利根川流域は「関東内陸」と「関東臨海」に分けて示されているが、この両ブロックを合わせた関東地方もほぼ同様な傾向を示している。なお、「関東内陸」は茨城・群馬・栃木・山梨県、「関東臨海」は埼玉・千葉・神奈川県と東京都の範囲であって、利根川とは関係のない山梨、神奈川県も含まれている。

(2) 国土交通省の「日本の水資源」とウォータープラン21で得られたデー

タを使って、関東地方のこれまでの都市用水の需要とウォータープラン21の需要予測をグラフに示せば次のとおりである。ウォータープラン21の予測では都市用水の需要は1995（平成7）年以降、増加傾向が続くことになっていたが、実績はほぼ減少の一途を辿ってきて、2002（平成14）年は73.8億 m^3 /年まで低下している。このように、首都圏を含む関東地方においても最近の都市用水は増加がストップするだけでなく、減少傾向が続くようになっている。

図1-3 関東地方の都市用水(生活用水+工業用水)



(3) これに対する関東地方の供給可能量はどうかというと、1995（平成7）年以降に水源開発施設がいくつか完成して、2004（平成16）年までに供給可能量が11.9億 m^3 /年も増加している。その結果、現在（2004〔平成16〕年時点）の供給可能量は1995（平成7）年以降に完成した水源開発施設を含めると、下表に示すとおり、数年に1回の渇水年「通常の年」では85.3億 m^3 /年となっている。そこで、関東地方全体としては都市用水

の需要に対して16%も余裕がある状態になっている。「水不足の年」についても、1995（平成7）年以降に完成した水源開発施設を含めると、供給可能量は75.3億 m^3 /年となり、2002（平成14）年の都市用水の需要を上回る値になる。都市用水の需要の減少傾向が今後も続くことを考えると、10年に1回という渇水年である「水不足の年」においても、関東地方全体としては水需要を充足する供給可能量がすでに確保されていると判断される。

表1-2 都市用水の現在の水需給（関東地方）

区 分	02年水需要量	95年安定的供給可能量+新規開発水量
通常年	73.8億 m^3	73.4+11.9=85.3億 m^3 (+16%)
水不足年	同上	64.8+10.5=75.3億 m^3 (+2%)
戦後最大級渇水の年	同上	53.4+8.7=62.1億 m^3 (-16%)

〔注〕新規開発水量11.9億 m^3 は「通常年」を前提とした値であると考えられるので、「水不足年」と「戦後最大級渇水の年」に対応するそれぞれの新規開発水量は、1995年の安定的供給可能量に比例するものとして換算した値を用いた。

下図（図1-4）は以上に述べた関東地方の水需給の関係を図示したものである。

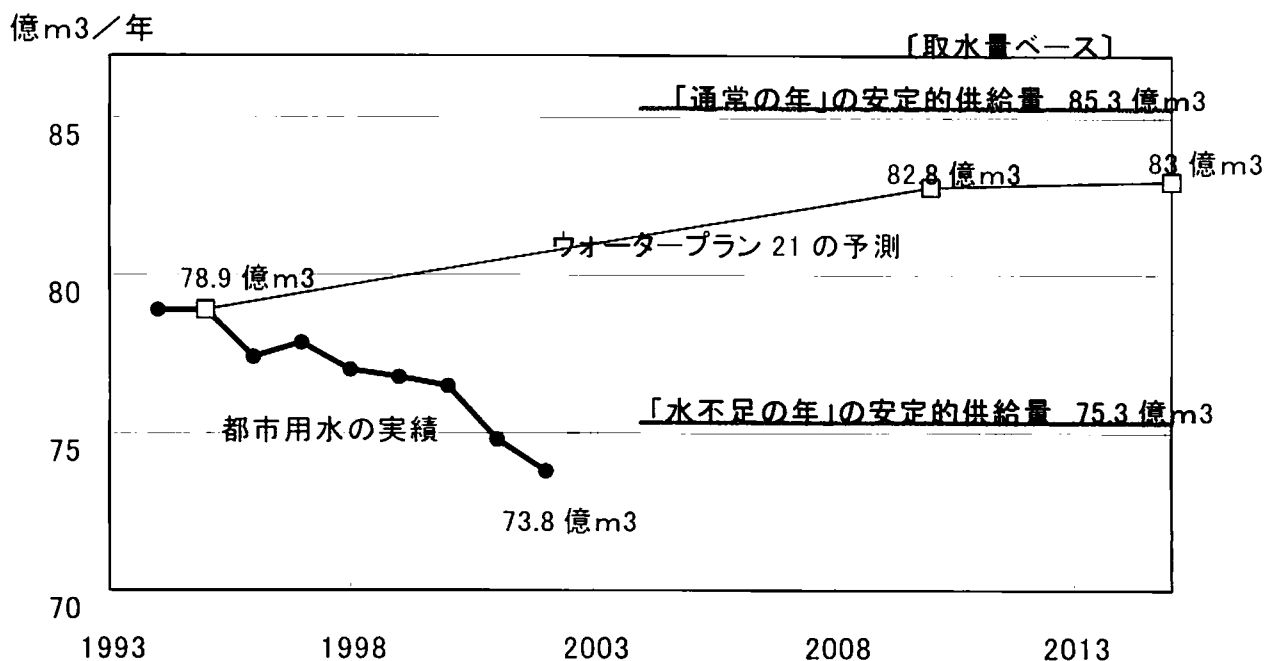


図1-4 関東地方の都市用水(生活用水+工業用水)

3 地下水と農業用水転用水利権でさらに余裕が

(1) 以上の検討は国土交通省の「日本の水資源」とウォータープラン21のデータを用いて行ったものであるが、国土交通省が示す供給可能量は二つの面で過小な値になっている。一つは地下水から河川水への一部転換が考慮されているが(甲C1の38頁)、地盤沈下はすでに沈静化しており、地下水使用量の削減は不要である。もう一つは不安定水利権(暫定水利権)とされているもの(「平成17年版日本の水資源」214頁)の中に実用上は安定水利権であるものがかかり含まれていることである。たとえば、農業用水からの転用で得られた水利権は暫定水利権として扱われているけれども、実用上は安定水利権である。

(2) 地下水の利用可能量と、農業用水転用水利権等の暫定水利権を正しく評価すれば、供給可能量は大幅に増加する。そうすれば、上表の計算とは異なり、「水不足の年」においても、関東地方の供給可能量は現在の水需要に対して十分に余裕のある値になる。

第2章 過大な水需要予測を重ねてきた国の長期計画

水資源開発の基本となるべき計画に、全国総合水資源計画がある。これは、長年、旧国土庁が全国総合開発計画に基づいて策定してきたものである。全国総合水資源計画は、極めて過大な水需要予測を行うことによって、過剰のダム建設を進める根拠を作り出してきた。

具体的に述べれば、今日までに国土庁が作成してきた全国総合水資源計画としては、1978（昭和53）年に策定され、1990（平成2）年を目標年次とした「長期水需給計画」（甲C3）、1987（昭和62）年に策定され、2000（平成12）年を目標年次とした「全国総合水資源計画（ウォータープラン2000）」（甲C4）があるが、後述するとおり、いずれも著しい過大予測の計画であった。そのため、国土庁は、第5次全国総合開発計画（1998〔平成10〕年3月）を受けて、1999（平成11）年6月に目標年次を2010（平成22）年から2015（平成27）年とした「新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）」（甲C1）を策定した。同計画は、過去の計画が過大な水需要予測に基づくものであったことを認めた上で、水需要予測を大幅に下方修正したものであるが、それでも最近の水需要の実績とは乖離したものとなっている。

第1 長期水需給計画における予測の過大性

1 高度成長期の伸びをそのまま計画に

「長期水需給計画」は、第3次全国総合開発計画（1977〔平成52〕年11月）を踏まえて、旧国土庁が1978（昭和53）年8月に策定したものである。

図2-1に水道用水、図2-2に工業用水の全国値の実績と予測を対比したグラフを示す。これらの図をみると、長期水需給計画は、水道用水、工業用水

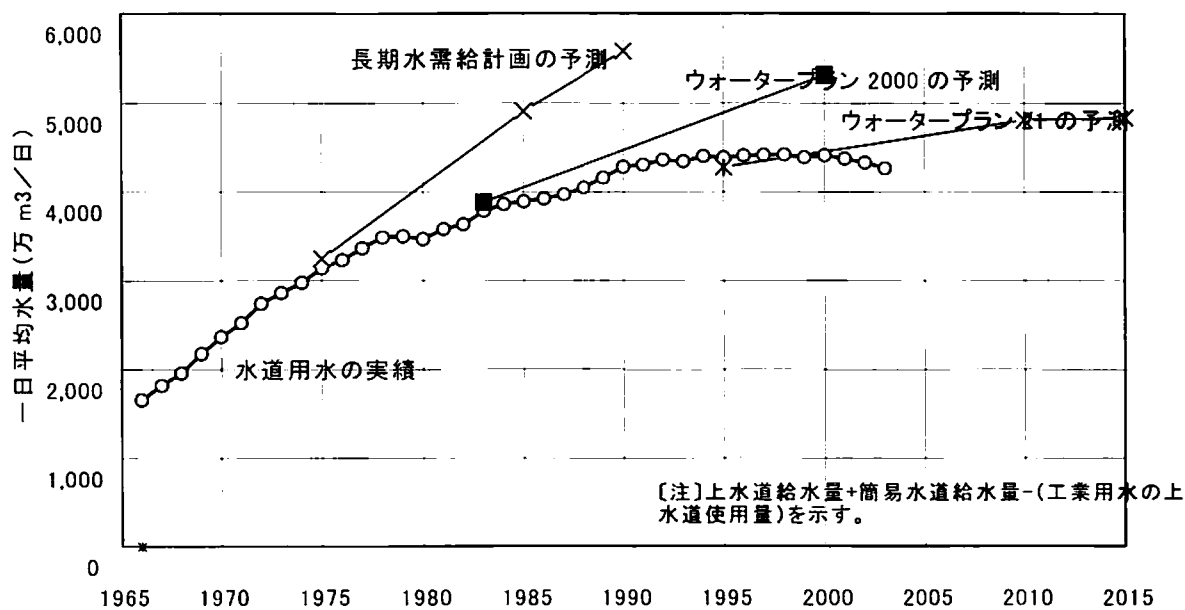


図2-1 水道用水の実績と国の予測(全国の計)

とも、1973（昭和48）年頃までの高度成長時代の増加傾向をそのまま延長したものであった。同計画の策定年次は1978（昭和53）年であるから、高度成長終焉後に水需要の動向が大きく変わったことは、策定時点ですでに明白な事実であった。長期水需給計画は、その事実を無視して、高度成長時代の増加傾向を将来に延長する予測を行った。高度成長終焉後、水需要の実績は、水道用水に関しては増加率が大幅に小さくなり、工業用水に至っては、減少傾

向に転じていた。そのようにきわめて重要な水需要の動向の変化を無視して予測を行ったのであるから、当然のことながら、予測と実績の乖離は凄まじいものになった。

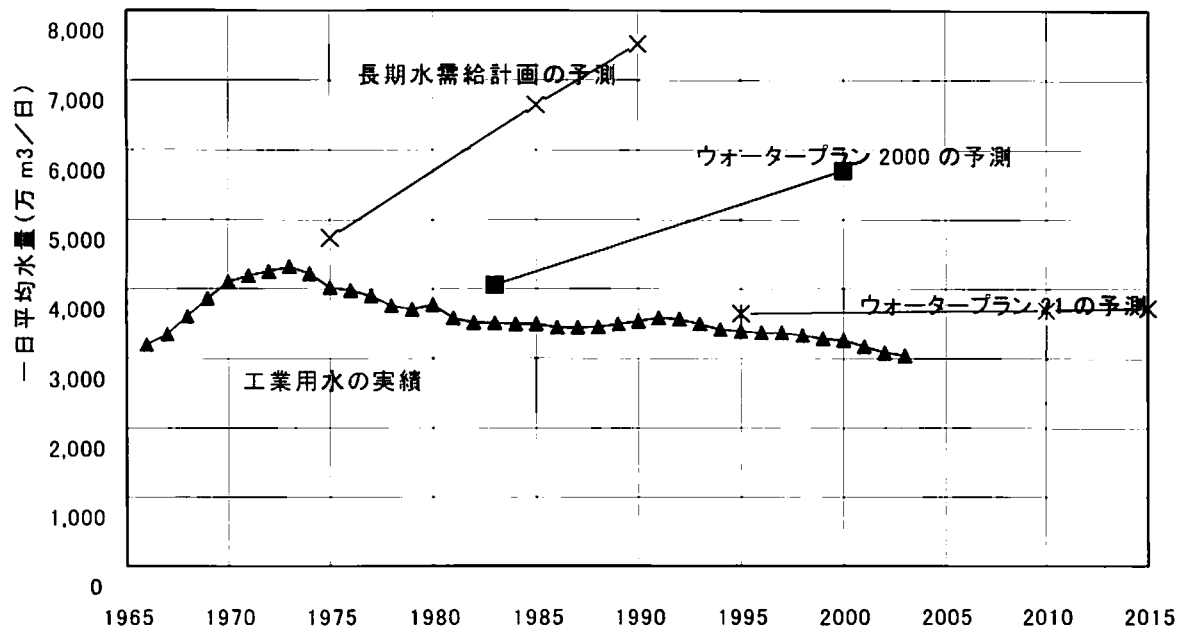


図2-2 工業用水の実績と国の予測(全国の計)

2 都市用水の予測は実績の7割オーバー

図2-3に都市用水(水道用水+工業用水)のグラフを示す。目標年次の1990(平成2)年における実績値と予測値を比較すると、それぞれ7,800万 m^3 /日、13,100万 m^3 /日であり、予測値は実績値の1.68倍にもなっている。

なぜ、このような架空の水需要予測を行ったかといえば、ダム計画の大義名分づくりが計画策定の目的であったと考えざるをえない。すなわち、ダム計画が先あって、それに合わせるように水需要の将来値がつけられたから、架空の水需要予測になったのである。長期水需要計画の予測値は、基準年の1975(昭和50)年からは5,300万 m^3 /日の増加であるから、大量の水源開発を求める水需要予測となっている。

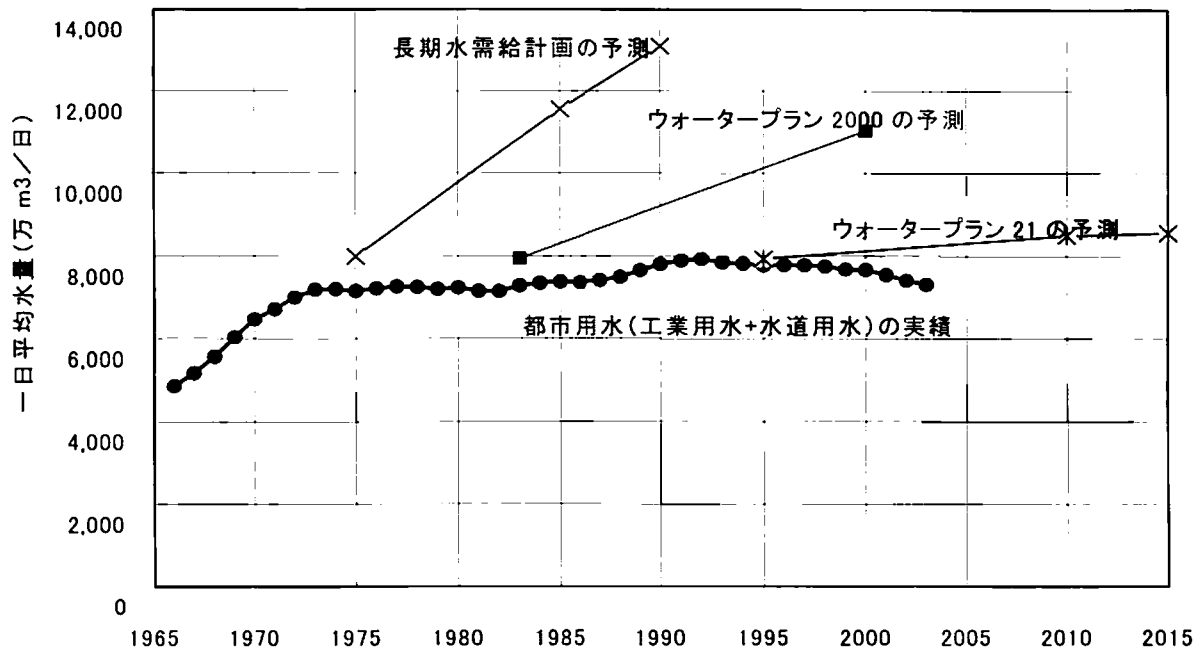


図2-3 都市用水の実績と国の予測(全国の計)

第2 ウォータープラン2000

1 工業用水の需要予測は7割オーバー

国土庁は、第4次全国総合開発計画(1987〔昭和62〕年6月)を踏まえて、1987(昭和62)年10月に「ウォータープラン2000」を策定した。ウォータープラン2000では、長期水需給計画が見直しされ、多少の下方修正がされたが、依然として極めて過大な予測が行われた。

前出の図2-1、図2-2、図2-3のとおり、ウォータープラン2000の予測も実績と乖離している。特に乖離が大きいのは、工業用水である。工業用水の実績が横ばいなし減少傾向を示しているのに対して、相変わらず、かなりの増加傾向を予測しているため、目標年次の2000(平成12)年では予測値は実績値に対して約7割も過大になっている(図2-2)。水道用水に

についても2000（平成12）年の予測値は実績値に対して2割も過大であった（図2-1）。

2 減少しても都市用水は4割オーバー

都市用水について2000（平成12）年の実績値と予測値を比較すると、それぞれ7,700万 m^3 /日、11,030万 m^3 /日であり、予測値は実績値の1.43倍にもなっている（図2-3）。長期水需給計画よりは下方修正されているとはいえ、実績との乖離は依然著しい。

そして、ウォータープラン2000の予測値は基準年の1983（昭和58）年からは約3,300万 m^3 /日の増加となっており、長期水需給計画の増加量約5,300万 m^3 /日と比べると、縮小されているとはいえ、やはり数多くの水源開発を求めるものになっている。ウォータープラン2000の場合もダム計画が先にあって、それに合わせるように、架空の水需要予測が行われた。

第3 ウォータープラン21

1 状況の変化への認識を示す

国土庁は、第5次全国総合開発計画（1998〔平成10〕年3月）を受けて、1999（平成11）年6月に「ウォータープラン21」を策定した（甲C1）。ウォータープラン21は、過去の計画が過大な水需要予測に基づくものであったことを認め、水需要予測を大幅に下方修正した。

まず、その「序」において、「我が国においては、依然として生活用水などの需要は漸増傾向にあるものの、経済成長の鈍化や工業用水の回収率の向上、耕地面積の減少、人口の増加率の低下等により、かつてのような水需要の急激な伸びはみられなくなっている。」と述べ、ウォータープラン2000の予測と実績との乖離について分析を行い、その予測の誤りを認めている。

それに基づいて、ウォータープラン21は水需要予測の大幅な下方修正を行

ったのであるが、それでもなお、第1章で述べたように、最近の水需要の実績とは乖離したものとなっている。

2 計画は微増となったが既に実績は減少

工業用水については前出の図2-2とおおり、微増の予測を行ったが、実績は減少傾向を示しているため、予測と実績との差が年々拡大している。水道用水については前出の図2-1のおおり、緩やかな増加を予測したが、実績は横ばいから漸減傾向となってきたため、やはり予測と実績との差が次第に大きくなってきている。

この水道用水の予測の誤りは、図2-4に示すとおり、一人あたり水道給水量が増加し続けるという誤った概念にとらわれていることにある。1990年代に入ってから、一人あたり水道給水量は増加がストップし、漸減の傾向になってきているにもかかわらず、今後も増加傾向が続くという誤った予測を行っている。

3 なお大きな乖離は続く

このようにウォータープラン21の予測は工業用水、水道用水とも実績と乖離してきたため、前出の図2-3に示すとおり、都市用水についても予測と実績との差が年々大きくなってきている。

なお、ウォータープラン21による2015（平成27）年の都市用水の予測値は8,560万 m^3 /日で、基準年の1995（平成7）年からは630万 m^3 /日の増加であり、ウォータープラン2000の予測増加量3,300万 m^3 /日と比べると、水需要増加量は大幅に縮小されている。この点で、水需要の増加の面ではウォータープラン21は多くの水源開発を求めるものではなくなっている。しかしながら、その予測は上述のとおり、今なお、現実には全く合わないものになっている。都市用水の実績は減少の方向に向かっているのであり、新たな水源開発は全く不要なのである。

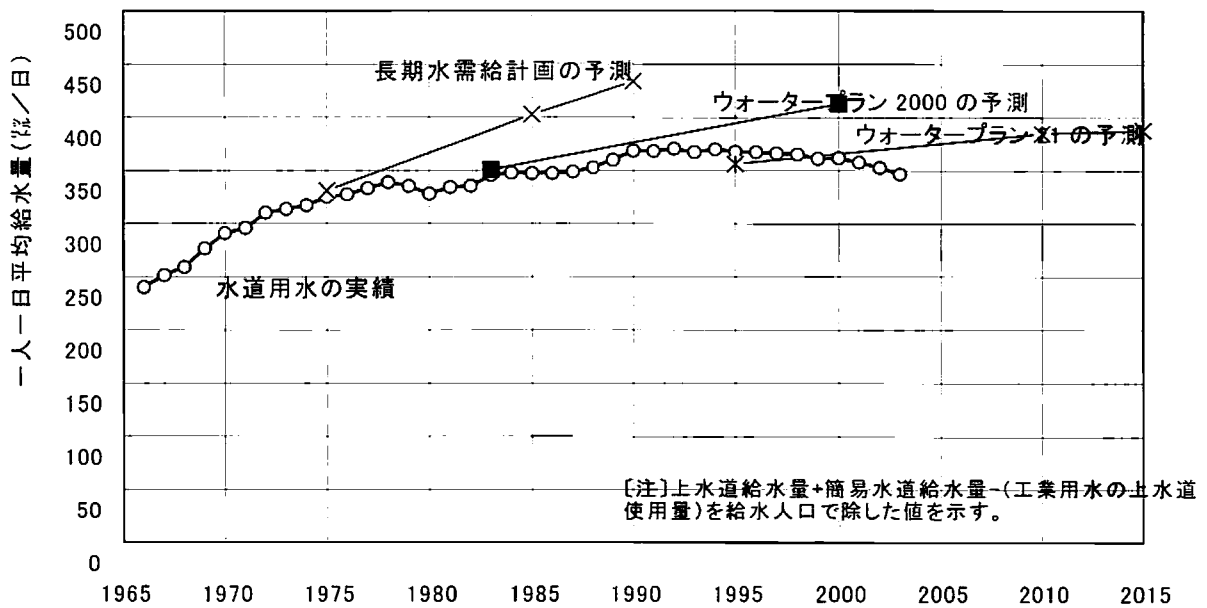


図2-4 一人あたり水道給水量の実績と国の予測(全国のみ)

第3章 行政施策上の根拠を失った八ツ場ダム利水計画—第IV次フルプランの消失

第1 利根川・荒川水系の水資源開発基本計画の推移

1 フルプランの性格と推移

(1) 利根川・荒川水系の水資源開発は、水資源開発基本計画（通称フルプラン）に基づいて行われる。これは、国土交通省（旧国土庁）が作成してきたものであり、利根川・荒川水系に関係する都県単位の水需要予測を積み上げて作成されるものである。

(2) 今日までに国土交通省（旧国土庁）が作成してきた利根川・荒川水系の水資源開発基本計画（フルプラン）としては、

- ① 1962（昭和37）年に策定された利根川における水資源開発基本計画（第Ⅰ次フルプラン）
- ② 1970（昭和45）年に策定された水資源開発基本計画の改定（第Ⅱフルプラン）
- ③ 1976（昭和51）年に策定された利根川及び荒川水系における水資源基本計画（第Ⅲ次フルプラン）
- ④ 1988（昭和63）年に策定された水資源開発基本計画（第Ⅳ次フルプラン。甲C5の1及び2参照）

があるが、いずれも著しい過大予測の計画の連続であった。

(3) 特に、1976（昭和51）年に策定された第Ⅲ次フルプランは、1973（昭和48）年の第一次石油危機を経て、日本の高度成長が終焉を迎えたにもかかわらず、高度成長時代の強い水需要の上昇線をそのまま延長した予測を行っており、非現実的な水需要予測であった。

2 第Ⅳ次フルプランは八ツ場ダムの行政施策上の根拠

(1) そして、1988（昭和63）年に策定された第Ⅳ次フルプランは、低成長時代が到来し、それが長期間定着していたにもかかわらず、第Ⅲ次フルプランの水需要予測を基本的に踏襲したものであった。水資源開発を容認するた

めに、恣意的に過大な水需要予測を継続した、と言わざるを得ないものであった。

(2) ハツ場ダムは、1988(昭和63)年に閣議決定された利根川・荒川水系における水資源開発計画(「第IV次フルプラン」)によって根拠づけられている。第IV次フルプランの目標年次は、2000(平成12)年とされていた。第IV次フルプランの予測した水需要は、閣議決定の時点(1988〔昭和63〕年)での実績とさえ乖離しており、全く合理性がない。

(3) また、国は、1999(平成11)年にウォータープラン21を策定し、従来の水需要予測(1987〔昭和62〕年に策定されたウォータープラン2000)を大幅に下方修正した。第IV次フルプランはウォータープラン2000をベースにしているから、ウォータープラン21が否定した架空の水需要予測をそのまま踏襲したものになっている。

3 第IV次フルプランの消失

(1) 第IV次フルプランの目標年次が2000(平成12)年であるにもかかわらず、現在に至るまで新規の水資源開発計画(第V次フルプラン)は策定されていない。利根川水系のフルプランは空白となっているのである。

(2) フルプランは、都市用水が増加することを前提として、その増加量に見合う水源を確保できるように、ダム等の水源開発事業を計画するものであるが、近年のように都市用水の増加がストップして漸減の傾向を示してしまうと、フルプランを作成すること自体が困難になってしまう。5年間もフルプラン期限切れの状態が続いているのは、水需要の動向の変化でフルプランの策定が困難になっていることを物語っている。

(3) 「第IV次フルプラン」は、上述のように時間切れで消滅している。そして、今日に至るも「第V次フルプラン」は作成されていない。この結果、ハツ

場ダム計画は、現時点では行政施策上の根拠を失っていることになるのである。
「八ツ場ダム計画」は行政手続き上、漂流しているのである。

第2 第IV次フルプランの概要と水需要の過大性

1 第IV次フルプランの概要

(1) 第IV次フルプランは、存続期限を徒過して消滅している。それゆえ、八ツ場ダム計画の行政施策上の根拠としての意味や機能を持たないものであるが、かつて、このような恣意的な過大計画によって、八ツ場ダム建設の正当性が叫び上げられたという経緯が存在している。

そこで、以下には、第IV次フルプランの概要と、引き続いて水需要予測の不合理性を論証することにする。

(2) 第IV次フルプランは、利根川・荒川水系に依存する水需要の予測につき、水道用水・工業用水・農業用水に分類してそれぞれ数値を示したうえで、水源開発の必要性を結論づけているが、各分野における水需要予測が極めて過大であった。[注1]

(3) 第IV次フルプランでは、目標年次(2000〔平成12〕年)の利根川流域の水需要予測を行い、生活用水については一日平均有収水量を1,085万 m^3 /日、それに対応する年間最大取水量を1,717万 m^3 /日と設定した。これは、基準年(1983〔昭和58〕年)に比して42%の需要増加を見込んだものである。年間最大取水量というのは夏期のピークの需要量を前提にして、このピーク時の使用量に、浄水場でのロスや配水管からの漏水等を考慮してきめられた取水量である。結局、第IV次フルプランでは、年間最大取水量は一日平均有収水量の約1.6倍の量が必要だということになっているのである。第IV次フルプランは、こうした年間最大取水量を前提にして、供給計画が立てられていたのである。

(4) 工業用水(補給水量)については、計画の目標達成時には、基準年(1983〔昭和58〕年)より72%増しの673万 m^3 /日とされていた。この基礎には、利根川流域の工業出荷額は2000(平成12)年には1980年代初頭の工業出荷額の2倍以上に上昇するとの想定が置かれ、工業出荷額1億円あたりの補給水量である「補給水原単位」の減少傾向を過小にみる想定がなされていた。なお、この補給水量は「回収水」を含まない使用水量を意味している

(5) そして、農業用水についても需要は増加するとされ、2000(平成12)年の需要量(開発必要量)は、364万 m^3 /日とされていた。この農業用水は「夏期かんがい期間の平均取水量」と呼ばれるもので、計画では東京都を除く5県で増加が見込まれていた。

(6) 以上の結果、農業用水を除いて、都市用水(生活用水+工業用水)の1都5県の水需要を充たすための2000(平成12)年の取水量は、2,340万 m^3 /日と設定された。〔注2〕

〔注1〕第IV次フルプランの対象地域は、1都5県全域ではない。茨城県では県北の30市町村が、栃木県では県東の14市町村が、千葉県では県南の14市町村が、東京都では奥多摩の2町村と島嶼部が除かれている。

〔注2〕工業用水の補給水量には工場の上水道使用量分も含まれており、その分を除く純計が2,340万 m^3 /日である。

2 第IV次フルプランの過大性とその理由

(1) 実績の1.5倍増しの予測

しかし、2003(平成15)年時点での都市用水の「年間最大使用量」は、予測水量2,340万 m^3 /日を787万 m^3 /日も下回る、1,553万 m^3 /日にとどまるものであった(フルプラン対象地域の合計)。この過大予想量は実

績値の51%にもなっている（予測値から実績をみれば、実績値は66%にとどまったことになる）。これらの対比を簡易な表とグラフで示せば次のとおりである。ともかく、予測値は実績値と大きく乖離しており、予測の誤差ということでは済まされる大きさではない。

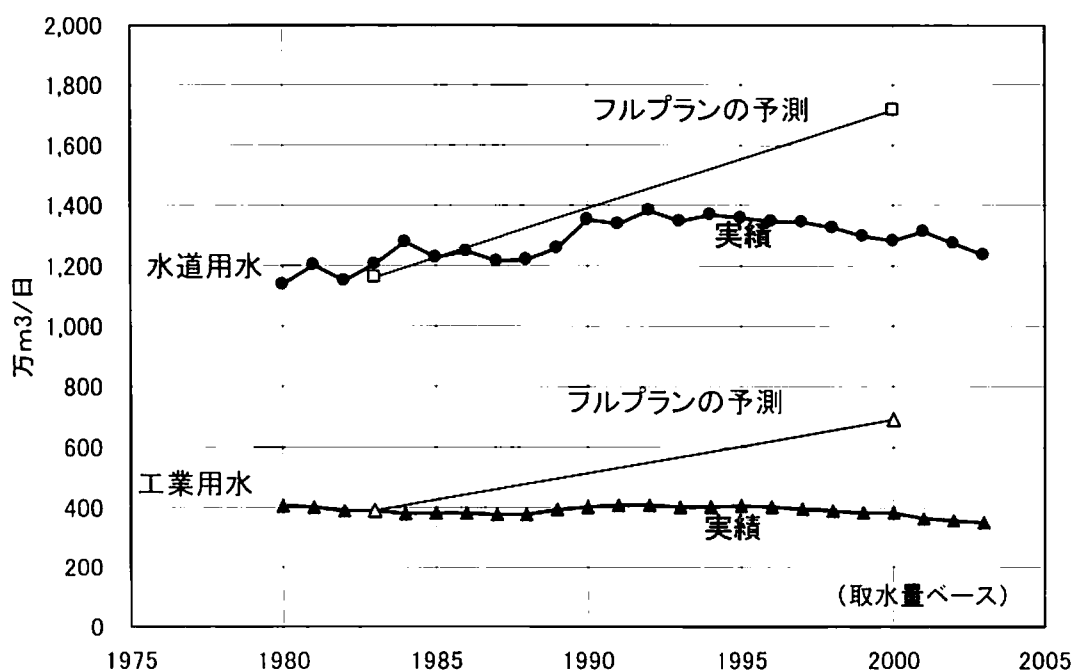
表3-1 第IV次フルプランの予測と実績—都市用水—（取水量ベース）

単位 万m³/日

	①2000年の予測	②2003年実績	過大計画水量	①÷②
生活用水	1,717万m ³	1,237万m ³	480万m ³	1.39倍
工業用水	673万m ³	352万m ³	321万m ³	1.91倍
都市用水	2,340万m ³	1,553万m ³	787万m ³	1.51倍

〔注〕都市用水は工場の上水道使用分を除く純計の値を示す。

図3-1 第IV次フルプランの予測と実績（フルプラン対象地域全域）



(2) ロス率、安全率の異常なかさ上げ・水増し

水道用水の一日平均有収水量については、2000（平成12）年予測値が1,085万 m^3 /日であるのに対し、2003（平成15）年実績値は952万 m^3 /日であった。予測値は実績値の14%もオーバーしている。しかし、年間最大取水量についてみると、その差がもっと大きくなる。2000（平成12）年予測値が1,717万 m^3 /日に対して、2003（平成15）年実績値は1,237万 m^3 /日であり、前者は後者に対して39%もオーバーしている。この原因は、給水管の漏水や浄水場のロス、夏期の最大使用量に対する安全率を余りにも大きく見過ぎたことにある。予測と実績について年間最大取水量、一日平均有収水量を比較すると、前者が1.58倍、後者が1.30倍である。給水管の漏水に関する係数は有収率、浄水場のロスに関する係数は利用量率、夏期の最大使用量に対する安全率の係数は負荷率と表現されている。下表に示すとおり、この三つの係数それぞれについて予測は実績を大きく下回る値を設定している。これらの係数を小さくすると、年間最大取水量は大きな値になって求められる。第IV次フルプランはこの三つの係数を操作して年間最大取水量の予測値を大きくしており、意図的なかさ上げ、水増し工作の疑いがある。国民の目の届きにくい専門的、技術的分野で意図的な工作をしたのだとすれば許し難いことである。

表3-2 有収率、利用量率、負荷率

	2000年の予測	2003年実績
① 有収率（有収水量／給水量）	85%	91%
② 利用量率（給水量／取水量）	95%	97%
③ 負荷率（平均水量／最大水量）	78%	87%
①×②×③	63%	77%

八ツ場ダム計画は、こうした意図的とも思える水量のかさ上げや水増しに基づいて、その必要性が喧伝されてきたのである。この事実をもってしても、同ダム建設の正当性は喪失したというべきであろう。

3 破綻している水資源開発基本計画

(1) 第IV次フルプランの目標年次は2000（平成12）年であるのに、5年程も経過した現時点においても、第V次フルプランが策定されていないという極めて異常な状態が続いている。これは、第IV次フルプランが著しく過大な水需要予測を行っており、水需要が減退している今日の状況とあまりに乖離が大きくなって、この延長線上には「第V次フルプラン」を作成することができなくなっていることを示すものである。言い換えれば、第V次フルプランを作成することとなれば、上位計画であるウォータープラン21の範囲内で策定されることになると思われるが、そのウォータープラン21の計画目標自体が現実合わないものとなっているのであることは前述のとおりである。

(2) ウォータープラン21自体も、策定後も全国の水需要は一層伸びるとの前提に立っており、ダム等の増設が必要との立場に立っているが、今や、水需要は明確な下降線を示しているのであり、水需要の増加ははっきり否定される状況となっているのである。そして、実績に合わせて水需要予測を大幅に下方修正した場合には、従前の水資源開発計画を維持することが困難になってしまう。だからこそ、第V次フルプランの策定が難航しているのである。八ツ場ダムは第IV次フルプランによって建設の正当性が与えられたのであるが、国土交通省は、今、長期計画においてはその建設の必要性を説明すらできない事態に陥っているのである。

(3) 「第V次フルプラン」の存否は、八ツ場ダム計画の消長にかかわるだけ

でなく、利根川流域という広大な地域における水需給計画にかかわる基本計画である。これが5年間も作成されていないということ自体、その作成の必要性を否定しているということである。八ツ場ダムだけでなく、利根川流域の水資源の新規開発の必要性自体を否定しているのである。新規のダム等の水資源施設を作ろうとする水資源計画は破綻しているのである。今日の事態は、これを雄弁に物語っている。

第4章 群馬県の水事情

第1 被告の主張要旨とこれへの概括的な反論

1 被告の主張要旨

被告は準備書面（1）と準備書面（2）で次のように述べている。

- ① 群馬県企業局は、水道用水供給事業を行うため4水道を設置しているが、この中で、八ッ場ダムに参画しているのは県央第二水道及び東部地域水道である。平成16年9月の八ッ場ダム建設に関する基本計画の第2回変更（乙13）に際し、参画水量を1日最大260,900立方メートル（毎秒3.02立方メートル）から1日最大172,800立方メートル（毎秒2.00立方メートル）に減量しているが、依然として八ッ場ダムに依存する状況に変化はなく、八ッ場ダムの水源は、県中央地域及び東部地域の県民が健康で文化的な生活を営む上で必要不可欠なものである（被告準備書面（1）13頁）。
- ② また、群馬県企業局は、工業用水事業を行うため2水道を設置し、このうち東毛工業用水道が八ッ場ダムに参画しているが、八ッ場ダムの水源は東毛工業用水道の運営に欠くことのできないものであり、これが確保できなければ企業の産業活動に支障をきたす（同書面（1）14～15頁）。
- ③ 県央地域及び東部地域は、継続して地盤沈下が発生している地域であり、地下水の保全が必要とされており、必要に応じ地下水採取の抑制が行われている地域である（同書面（1）13～15頁）。
- ④ 利根川においては、おおむね2年から3年に一度の取水制限が行われており、近年では特に平成6年、同8年には30%の取水制限により社会・経済活動に大きな影響を与える等、相次いで渇水に見舞われており、利水安全度の早急な向上が要請されている（同書面（1）9頁）。
- ⑤ 要するに、被告の主張は、群馬県の県央地域及び東部地域では、今後人

口の増加や経済発展に伴う水需要が見込まれていること、これらの地域における地盤沈下が継続しているため地下水から表流水への転換を図る必要があること、頻発する渇水リスクを回避する必要性があることから、ハッ場ダムの水源確保はなくてはならないというものである（被告準備書面（2）13～14頁）。

2 被告の主張への概括的な反論

被告は、準備書面（1）群馬県における利水上の必要性についての項で、ハッ場ダムによる水源確保の必要性を主張しているのであるが、現在の需給関係、水源確保の状況、県内の水使用量などの詳細について触れていない。

また、被告の主張には事実を踏まえない多くの問題点がある。例えば、群馬県は既に十分に余裕のある水源を確保しており、渇水の到来に対して十分な備えがされているにもかかわらず、被告はその水源量を大きく過小評価し、あたかも群馬県は慢性的な水不足状態にあるような誤った主張を行っている。

以下、原告は、被告の主張に対する反論として、まず、群馬県の過去現在の水需要の推移、群馬県の保有水源、将来の水需要予測と渇水の実態等について述べ、群馬県は水余りの状況にあること、それゆえ水源の新規開発の必要性がないことを論証する。

第2 群馬県の水需要の現状

1 概況

(1) 群馬県上水道の2003（平成15）年度における一日最大給水量は、98.3万 m^3 であった。

表4-1は、群馬県上水道における一日最大給水量、給水人口及び一人あ

たりの一日最大給水量の推移を表したものである（社団法人日本水道協会「水道統計」より作成）。

一日最大給水量とは、一日あたりの給水量の年間における最大値をいうものである。

表4-1 群馬県上水道の一日最大給水量、給水人口、一日一人最大給水量

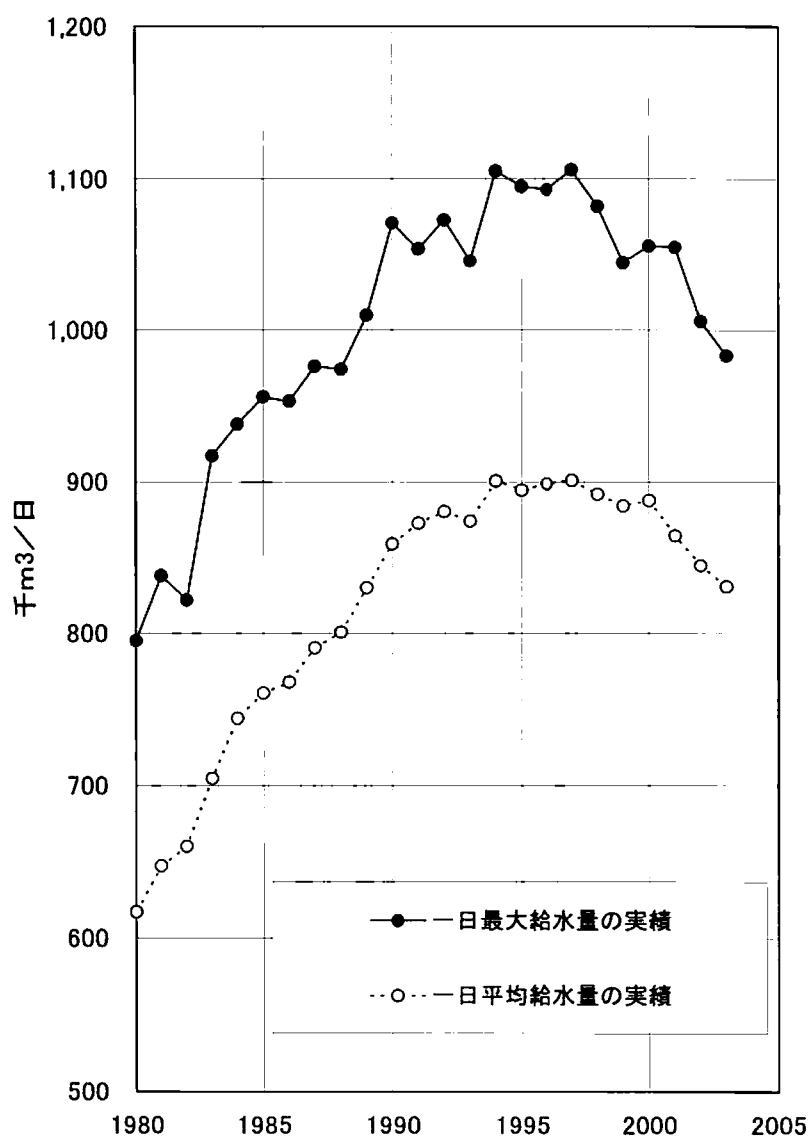
年度	一日最大給水量(千m ³ /日)	給水人口(千人)	一日一人最大給水量(リットル/日)	年度	一日最大給水量(千m ³ /日)	給水人口(千人)	一日一人最大給水量(リットル/日)
1986	953	1,714	556	1995	1,095	1,824	600
1987	976	1,726	565	1996	1,093	1,837	595
1988	974	1,735	561	1997	1,106	1,846	599
1989	1,010	1,750	577	1998	1,082	1,856	583
1990	1,071	1,766	606	1999	1,045	1,865	560
1991	1,054	1,792	588	2000	1,056	1,867	566
1992	1,073	1,803	595	2001	1,055	1,872	564
1993	1,046	1,812	577	2002	1,006	1,872	537
1994	1,105	1,823	606	2003	983	1,875	524

この表を見るとわかるとおり、群馬県の従前の給水実績は、1992（平成4）年度頃以降、漸減傾向となっている。すなわち、一日最大給水量は、1992年度で107万m³、1994年度には111万m³であったが、1996年度は109万m³、1998年度は108万m³、2000年度は106

万 m^3 、2002年度は101万 m^3 、2003年度は98万 m^3 となっており、漸減傾向を示しているのである。図4-1は、上水道の一日最大給水量と一日平均給水量の推移を図示したものであり、上記の傾向をはっきりと見て取ることができる。

図4-1 群馬県上水道の給水量の推移

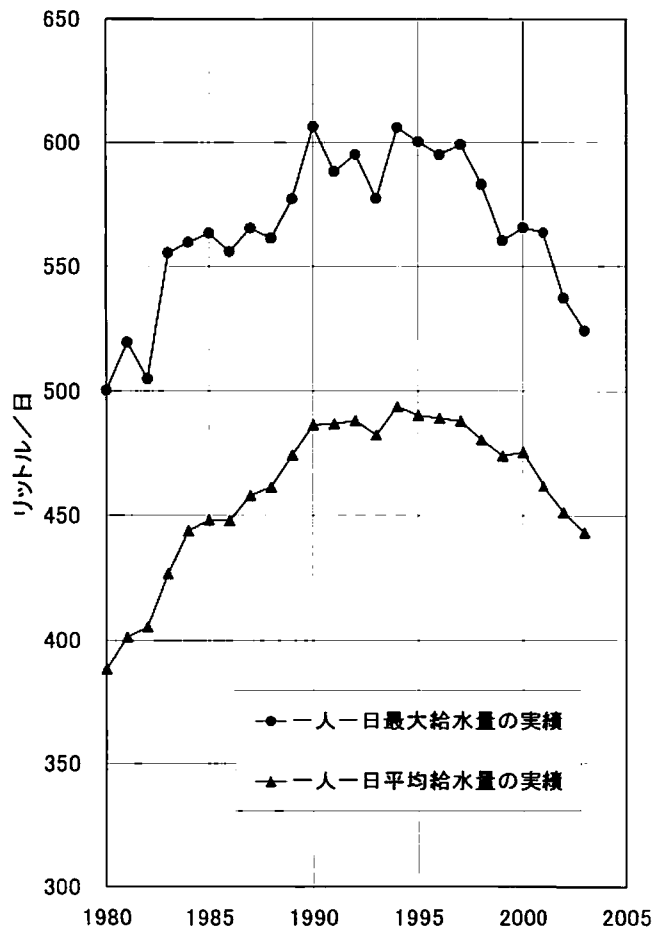
(社団法人日本水道協会「水道統計」より作成)



(2) 他方で、表4-1を見ると、給水人口は、1992(平成4)年度以降も微増傾向を示している。にもかかわらず、給水量が漸減傾向になったのは、一人あたり給水量が減少してきたからである。一人あたり一日最大給水量は、1992年度は595ℓ、1994年度は606ℓであったが、その後減少し、1995年度は600ℓ、1996年は595ℓ、1998年度は583ℓ、2000年度は566ℓ、2002年度は537ℓ、2003年度は524ℓとなっており、明らかに減少傾向を示している。図4-2は、群馬県上水道の一人あたり一日最大給水量と一人一日平均給水量を図示したものであるが、減少傾向がはっきりと見て取ることができる。この一人あたり給水量の減少は、主に節水型機器の普及と水道の漏水防止対策の向上によるものである。

図4-2 群馬県上水道の一人あたり給水量の推移

(社団法人日本水道協会「水道統計」より作成)



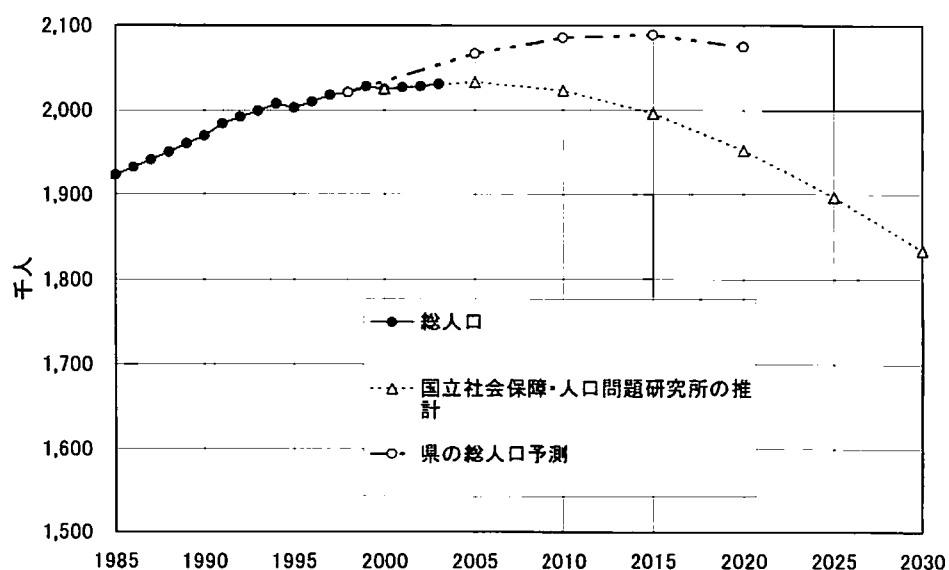
2 人口増加を上回る一人あたり給水量の低下

(1) 以上に概観したように、群馬県における上水道の給水人口は、1992（平成4）年度から2003（平成15）年度の11年間で7万2000人増加している。そうであるのに、一人あたり一日最大給水量は71ℓも減少している。これは1992（平成4）年度を基準にすると約12%の減少である。こうして、人口増を上回って一人あたり給水量が着実に減少しているのである。

(2) 図4-3は、群馬県における人口の動向を示したものである。群馬県の人口は、1994（平成6）年に200万人を超え、その後微増を続けてきた。群馬県の予測では、群馬県の人口のピーク時は2015（平成27）年であり、その時点での県内人口は約209万人になるとしている。

図4-3 群馬県の人口の推移と予測

（実績は社団法人日本水道協会「水道統計」、県の総人口予測は群馬県「21世紀のプラン」による）



しかし、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、群馬県人口は、2005（平成17）年にピークに達し、ピーク時の県内人口は約203万人であり、2015（平成27）年には200万人を割り込むとしている。

また、最近の新聞報道等によると、全国での人口減少傾向がより顕著になっているばかりでなく、群馬県内の人口減少は2005（平成17）年に既に始まっていることが指摘されているのである（甲2）。

なお、群馬県の水道普及率はすでに99.0%（2003〔平成15〕年度）になり、上限値に達しているので、人口が減少すれば、給水人口も減少していくと予想される。

そして、2003（平成15）年度の一人あたり一日最大給水量（524ℓ）がこのまま維持されたとしても、すでに人口の減少が始まっている群馬県においては、上水道の一日最大給水量は同年度の実績値約98万 m^3 を上回ることは考えられないところである。

そうであれば、これに対する群馬県の保有水源は十分である。以下では、これを点検する。

第3 群馬県の十分な保有水源

1 群馬県の保有水源

表4-2は、群馬県における上水道の保有水源の状況（水道用水供給事業を含む）をまとめたものである。

上水道の保有水源は、取水量ベースで、すでに合計125万 m^3 /日存在する。内訳は以下のとおりである。

① 水道用水供給事業の河川水	42.0万 m^3 /日
② 上水道事業の河川水	32.2万 m^3 /日
③ 上水道事業の地下水	51.0万 m^3 /日

合計

約 125.2万m³/日

このうち、地下水は地盤沈下が沈静化した1998（平成10）年度における地下水の最大取水量である。これについては次の2で詳述する。

したがって、八ッ場ダム建設による新規水利権の開発を行わなくても、県の上水道は、すでに、約125万m³/日の水源を保有している。

表4-2 群馬県の上水道の保有水源

（取水量ベース）（水道用水供給事業を含む）

		m ³ /秒	万m ³ /日
河川水	水道用水供給事業	4.865	42.0
	上水道	3.73	32.2
地下水	上水道	5.90	51.0
合計		14.49	125.2

〔注〕水道用水供給事業は開示資料による水利権、上水道は水道統計2003の市町村別の水利権の合計値を示す。地下水は1998年における浅井戸・深井戸の一日最大取水量の推定値である。この推定値は、地下水の一日平均取水量に上水道の一日最大給水量／一日平均給水量の比を乗じて求めた（水道統計1998による）。

2 地下水の利用

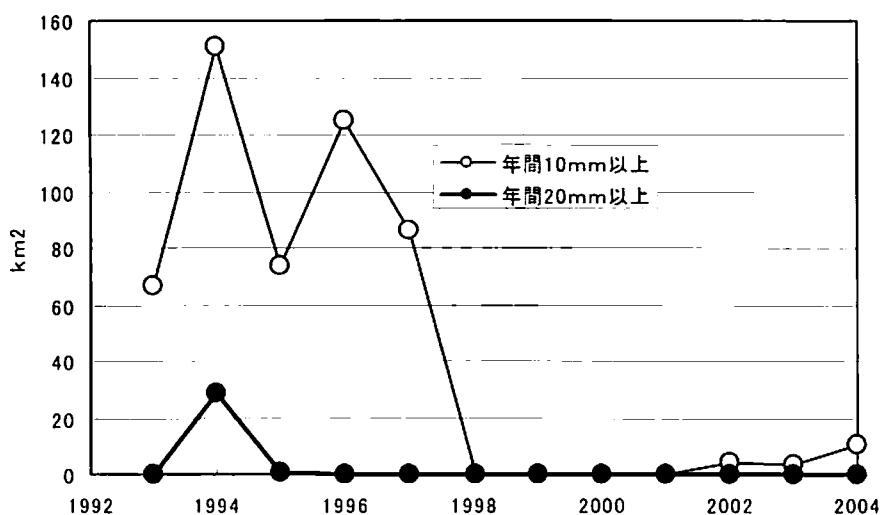
被告は準備書面（1）及び（2）において群馬県東部地域における地盤沈下を避けるため地下水の利用を制限し表流水の利用を促進する必要があると主張し、意図的に地下水の利用可能量を過小評価し、八ッ場ダム建設を正当化しようとしている。

しかし、群馬県東部地域における地盤沈下は沈静化してきており、以下に述べるように、地下水を水源として利用することは十分に可能である。

(1) 地盤沈下が沈静化してきている現状においては、地盤沈下および地下水揚水量の経過から地下水の利用可能量を推測することができる。図4-4は群馬県における地盤沈下面積の推移をみたものである。

図4-4 群馬県の地盤沈下面積の推移

(群馬県のホームページのデータより作成)

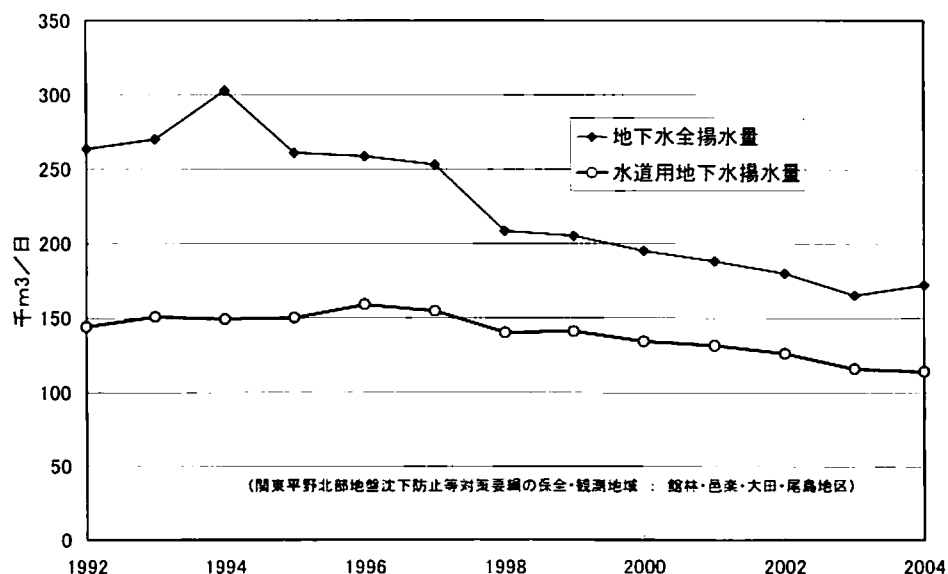


同図をみると、群馬県の地盤沈下面積は1998（平成10）年度以降、激減してゼロに近い状態になり、地盤沈下は確実に沈静化してきている。群馬県の地下水揚水量の推移をみると、図4-5のとおり、揚水量は1990年代になってから、多少の変動はあるものの、減少傾向となり、96（平成8）年以降はほぼ減少の一途を辿っている。

地盤沈下は、過去の地下水汲み上げが引き起こした地下水位の低下による残留沈下が進行していくものであるが、新たな地下水位の低下がなければ、

図 4 - 5 群馬県の保全・観測地区の地下水揚水量

(環境省のホームページのデータから作成)



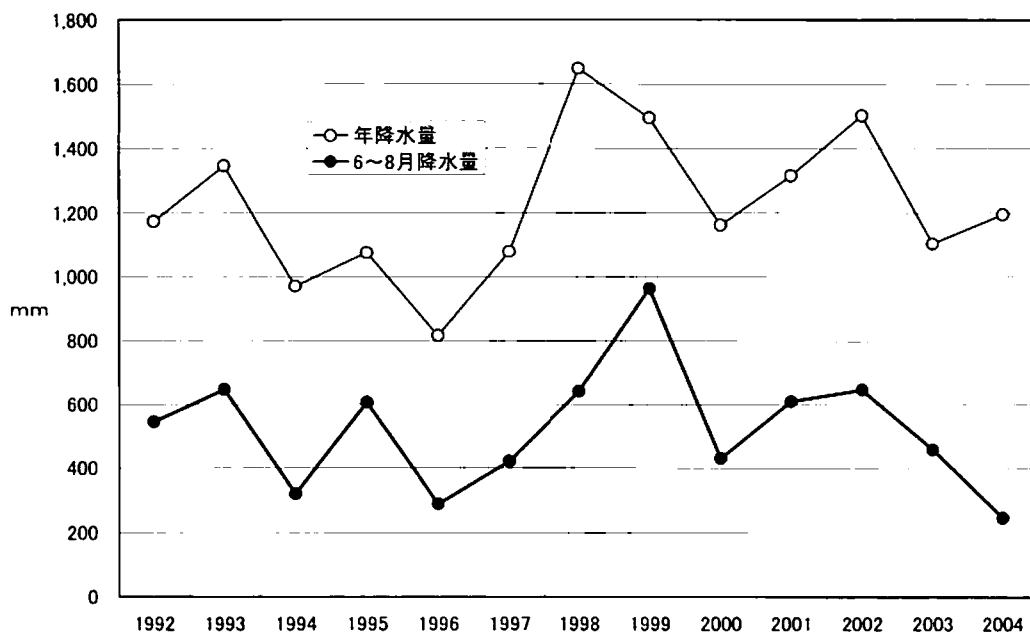
この残留沈下は次第に小さくなっていく。図 4 - 4 と図 4 - 5 の傾向は、残留沈下が 1998 (平成 10) 年以降、かなり小さくなり、同時に同年の揚水量では地下水の収支がプラスであって新たな水位低下による沈下が起きなくなったことを意味している。このように、1998 (平成 10) 年以降は沈下面積がほぼゼロになったのであるから、1998 (平成 10) 年の揚水量が地下水利用可能量を示していると判断される。

(2) なお、図 4 - 4 をみると、2002 (平成 14) 年以降 10 ~ 20 mm の地盤沈下の面積がわずかに観測され、2004 (平成 16) 年は若干増加している。しかし、その面積はわずかなものであるし、図 4 - 5 をみると、2002 (平成 14) 年以降の地下水揚水量は前年より減少するか、ほぼ同じであるから、沈下面積増加の要因は他に求めるべきである。

地盤沈下の要因として、地下水汲み上げのみが注目されるが、地盤沈下は地下水位の低下によって起きるものであるから、地下水の汲み上げだけでなく、地下水への自然涵養量の減少によっても進行する。自然涵養は雨水の地

下浸透によって行われるから、降水量が減れば、当然のことながら自然涵養量は減少する。図4-6に示すとおり、2004（平成16）年の夏は降水量が極端に少なかったから、地下水への自然涵養量も大幅に減少したと考えられる。自然涵養量の減少が夏期の地下水位を低下させ、地盤沈下面積を若干増加させたと推測される。

図4-6 気象庁前橋観測所の降水量
 （気象庁のホームページのデータから作成）



第4 渇水の誇大宣伝と被害の歪曲

被告らは、これまで渇水による取水制限が頻発していると主張しており、その対策としてダム建設の必要性を強調する。しかし、渇水時の取水制限・給水制限の生活等への一般的な影響、群馬県内の渇水時の状況は次のとおり

であり、水余りの状況を反映して、渇水による生活・産業への影響はほとんど出ていないのが実際である。

1 取水制限、給水制限とその影響

(1) 取水制限とは、少雨等により河川流況が悪化した場合やダム等の貯水量が減少した場合に、河川から取水している水道事業者の取水量が制限されることをいい、取水制限の実施にあたっては、河川管理者及び河川から取水している者の中で協議が行われ、具体的な取水制限の時期や取水制限量が決定される。

取水制限は河川からの取水量の制限であるから、取水制限が実施されても、他に地下水の水源もあるので、直ちに、家庭や事業所への給水量が制限されるわけではない。

(2) これに対し、給水制限は、取水制限が行なわれた場合に、浄水場等から各家庭や事業所へ給水するための水圧を下げたり、水道管のバルブ調整を行ったりすることにより、平常時よりも各家庭や事業所へ給水する水量を減らすことをいう。

給水制限には、給水するための圧力を下げる減圧給水と、給水する時間を制限する時間給水がある。減圧給水の場合、水道からの水の出は多少悪くなるが、生活への影響はほとんどなく、高台で一時的に水が出なくなることはあっても、それは給水バルブの調整をこまめに行うことによってすみやかに解消されており、また、ビルや工場の場合には、大きな受水槽をもっていることから、必要な水量を夜間に確保することができるので、減圧給水の生活・産業への影響はほとんどない。

2 群馬県の渇水時の状況

(1) 表4-3は、群馬県内の渇水時の状況をまとめたものである。

この表を見ると、取水制限は、1978（昭和53）年から2004（平成16）年までの27年間に12回実施されているが、1996（平成8）年に当時の大間々・笠懸・藪塚町において一時的断水措置が取られたのを除けば、ここ20年以上、断水には至っていない。

取水制限時、一部の市町村で減圧給水が実施されているが、近年最も渇水が厳しかったとされる1994（平成6）年の渇水時も含めて生活への実際の影響はほとんど出ていない。

(2) このように、保有水源に余裕が出てきたことを反映して、渇水による生活・産業への影響は実際にはほとんどなくなっているのであり、被告らは渇水の被害を誇張し歪曲しているというべきであって、頻発する渇水の被害への対応策として、ハツ場ダムを建設すべき必要性はまったく存在しない。

(3) なお、被告ら行政の主張に呼応するように、マスコミ報道が渇水の危機的状況を強調し、昨年（2005〔平成17〕年）夏も四国の早明浦ダムの水位が低下しているというニュースが全国に報道され、ひび割れた湖底が壁面を露出しているダムの様子がテレビ画面にしばしば映し出された。

表4-3 群馬県の渇水状況（群馬県の開示資料による）

	取水制限率		期間	一時緩和を除く 取水制限日数	県内への影響
昭和53年	10～20%		8.10～10.6	28	
昭和54年	10%		6.29～8.18	20	
昭和55年	10%		7.1～8.13	3	
昭和57年	10%		7.20～8.10	5	
昭和62年	10～30%		6.16～8.25	46	水道は減圧給水
平成2年	10～30%		7.23～9.5	19	水道の一部で減圧給水
平成6年	10～30%		7.22～9.19	39	水道の一部で減圧給水
平成8年	10%		1.12～3.27	65	
	利根川本流	10～30%	8.16～9.25	24	水道の一部で減圧給水
	渡良瀬川	10～40%	7.30～9.25	43	大間々・笠懸・薮塚で減水と一時的な断水、桐生・新田で減水と濁水
平成9年	10%		2.1～3.25	50	
平成13年	利根川本流	10%	8.10～8.27	4	
	渡良瀬川	10%	6.1～7.2 7.19～8.27	32	
平成14年	渡良瀬川	10%	6.25～7.19	16	
平成16年	渡良瀬川	10～20%	7.17～9.2	17	桐生市で減圧給水

このような報道に接すると、人々は危機意識をあおられ、水が、全国的規模で、慢性的に不足し渇水により実際に深刻な被害が発生しているという錯覚に陥りがちである。

しかし、当然のことながら、降水量、保有水源の状況は地域ごとに異なるのであるから、四国の早明浦ダムの貯水量の低下は、局所的、地域的な事情が全国報道されたものにすぎず、首都圏の水事情や渇水被害とはまったく無関係であるし、また、一時期の出来事であって1年を通して慢性的な水不足にあるということでもない。

(4) 首都圏でも、渇水年には「ダムの貯水量があと何日分」という調子で同様の報道が行われることがある。

しかし、渇水年（1994〔平成6〕年）における利根川の栗橋地点（利水の基準点）の流量を解析した結果をみると、利根川水系8ダムからの補給量が渇水時の流量に占める割合は全体の3割程度にすぎない。残りは主に森林が生み出す水量であり、森林が雨を一時的に蓄え、徐々に水を川へ補給するのであって、仮にダムの貯水量がゼロになっても、利根川からそれなりの水量を取水し続けることができる。渇水がやってくると、「ダムが空になれば、風呂にも入れない、トイレにも水を流せない水無し都市になってしまう」という恐怖感が都市住民に広がるようになるが、それはまったくの誤解によるものであり、渇水に対応することは可能である。

(5) また、仮に八ッ場ダムができたとしても、その夏季利水容量は2,500万 m^3 しかなく、利根川水系既設8ダム（栗橋上流）の夏季利水容量34,349万 m^3 の7%にすぎないから、利根川の流れを増やす量はわずかなものである。渇水の状況を改善するようなものではない。

(6) 以上述べたように、最近では、水需要の飽和現象と水資源開発の進捗によ

って水余り状況になってきたことを反映して、渇水による生活等への影響は実際にはほとんどなくなっているのであり、被告らは渇水の被害を誇張し歪曲しているというべきであって、渇水の被害への対応策として、八ッ場ダムを建設すべき必要性はまったく存在しない。

さらに、昨年、早明浦ダムの水がなくなってしまった際に、発電用のダム貯水量を水道用に融通するという報道がされた。また、群馬県などでは渇水時には対価を払って一時的に農業用水から融通を受ける方法もある。このように、渇水で本当に困ったときには、発電用の水源や農業用水などを一時的に使うことは可能であり、八ッ場ダムを造るよりずっと効率的である。

第5 群馬県の保有水源と一日最大給水量との比較－水余り

1 まとめ

(1) 以上のとおり、群馬県の上水道の保有水源は、取水量ベースですでに約125万 m^3 /日確保されている。

これに対し、一日最大給水量は、2003（平成15）年で98万 m^3 /日である。この値を同年の利用量率（年間給水量/年間取水量）92.3%で割って、同年の一日最大取水量を推定すると、106万 m^3 /日となる。

なお、利用量率は浄水場で失われる水量を差し引いた割合を示すものであって、通常は98%程度であり（たとえば、埼玉県の2003〔平成15〕年度の実績値は98%）、群馬県上水道の92.3%は異常に低い値である。通常の運転を行っていけば、浄水場のロス率が7.6%にもなるはずがなく、群馬県の水道浄水場では取水した後、有効に使わないで捨てている水量が少なからずあることを示している。これも群馬県では水が余っていることの証

しである。利用率を通常の98%まで高めれば、群馬県上水道の一日最大取水量の2003（平成15）年値は100万 m^3 /日に縮小される。

上記の保有水源と一日最大取水量を比較すると、群馬県上水道の水源余裕量は19～25万 m^3 /日となる。

(2) 先に述べたように、群馬県にすでに2005（平成17）年から人口減少が始まっており、一方、一人あたり給水量は減少傾向が続いているから、今後、一日最大取水量の実績が2003（平成15）年値を上回ることはなく、この水源余裕量はさらに増加していくことになる。

したがって、この上さらに八ッ場ダム建設により新たな水源を手当てしなければならない必要性はまったく存在しない。

(3) この現状では、取水がある程度制限されても、市中への給水には大きな支障は生じないはずである。19～25万 m^3 /日の余裕ということは、水源保有量125万 m^3 /日の約15～25%に相当する。第1章で触れた「水不足の年」（10年に1回程度の渇水年）に起こるとされる供給可能量の減少は、関東地方についての国土交通省の計算では12%減程度であるから、群馬県は10年に1回程度の渇水年に対して十分な備えができていくことになる。

この意味からも、八ッ場ダム建設の必要性はまったく存在しない。

(4) さらに、八ッ場ダムの完成時期は、計画では2010（平成22）年とされているものの、工事の進捗状況及び予算の問題から完成の大幅な遅れは必至であり、今後順調に工事が進行するとしても2015（平成27）年まで完成には至らないとみられる。そうすると、八ッ場ダムが実際に稼働するころには、すでに「水余り」が拡大しつつあり、新たな水源開発の必要性がますます希薄になっている時期であるといえ、被告の主張の不合理性は一層明らかである。

2 被告の主張の骨子に対する反論

本準備書面の第4章の冒頭で、原告らが理解した被告の主張の骨子を挙げたが、以上のまとめで述べた事実を基礎として、これに個別に反論すれば次のとおりである。

- ① 近年、群馬県上水道の水需要は着実に低下している。群馬県上水道の水需要は上限で日量100万 m^3 台であり、すでに2005（平成17）年から群馬の人口は減少傾向となっており、さらに一人あたりの水量が減り続けているので、水需要はこれからますます縮小されていく。八ッ場ダムが10年以上も先に完成した後は、明らかに水需要は現状より大幅に低下している。これに対して、群馬県上水道の保有水源は、すでに125万 m^3 /日確保されており、水需要に対する対応は十分である。

したがって、さらなる水需要に対応するため必要とされる八ッ場ダムの建設は壮大なムダなダム工事だということになる。

- ② 群馬県における最近の渇水の状態をみると、国がいう「通常の年」（数年に1回程度の渇水年）はもとより、「水不足の年」（10年に1回程度の渇水年で1994〔平成6〕年が概ね相当）でも、県民の生活や産業活動に影響がほとんどなく、「水不足の年」に対応するための利水安全度はこれまでの施策で確保されている。

- ③ 上記の事実を総合的に判断すると、群馬県が八ッ場ダム等で新たに確保をめざしている水源は無用と言うべき水源である。現実には群馬県の上水道は既に125万 m^3 /日の水源が確保され、10年に1回程度の渇水年に対して十分な備えがあるという状況に至っている。群馬県に水道水の安定的な供給を行う責務があることは当然であるが、その責務を果たすためとして、無用の八ッ場ダムの建設費用を負担することは明らかに不当な支出というべき

であり、そのムダの程度からすれば、その支出は違法の判断を受けるべきものである。

以 上